

当院の施設基準・加算について

当院では、令和6年6月の診療報酬改定に伴い、加算について以下の通り対応いたします。

1. 一般名処方加算

現在一部の医薬品について十分な供給が困難な状況が続いています。つきましては医薬品に関しまして特定の「商品名」を指定するのではなく、薬剤の有効成分の名称を基にした一般名処方（加算）を行う場合があります。

一般名処方は有効成分、効能が同じであれば患者様が自由にお薬を選んでいただけます。そのため保険薬局にて患者様ご自身の希望を確認される場合があります。一般名処方のメリットは安定供給だけではなく患者様が後発医薬品（ジェネリック）を選択することができ経済的負担が軽くなります。当院では患者様への医薬品が安定して供給されるように取り組んで参ります。ご不明な点等ございましたら医師、薬剤師にお尋ねください。

診療報酬改定にて令和6年6月1日より点数が変更されます。

- 一般名処方加算1 7点 → 10点（後発医薬品が存在する全ての医薬品が一般処方されている場合）
- 一般名処方加算2 5点 → 8点（後発医薬品が存在する先発品のうち1品目でも一般処方された場合）

おおもりクリニック